

令和3年8月19日

事業主様
健康保険委員様

サニーピア健康保険組合
業務課長

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての
健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例の延長等について

今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い報酬が急減する被保険者が相当数生じている等の状況を踏まえ、厚生労働省からの通知により、標準報酬月額の改定について保険者算定による特例措置を次のとおり講じてきました。

<これまでの特例措置>

期間等 特例回数	特例対象期間 ※報酬急減対象月	届出受付期間	留意点
第1回	令和2年4月～ 令和2年7月	～令和3年1月末 (令和3年2月1日)	期間内の複数月の特例 届出は不可
第2回	令和2年8月～ 令和2年12月	～令和3年2月末 (令和3年3月1日)	期間内の複数月の特例 届出は不可
第3回	令和3年1月～ 令和3年3月	～令和3年5月31日	
第4回	令和3年4月～ 令和3年7月	～令和3年9月30日	

さらに、令和3年8月4日付厚生労働省保険局保険課長通知（保保発0804第1号）で以下の臨時特例的な取扱いが示されましたのでお知らせいたします。

1. 今回の特例内容と対象者等

(1) 令和3年8月～同年12月までの間に急減月が生じた者についての特例

(以下の①から③のいずれにも該当する被保険者について、届出により急減月の翌月から標準報酬月額を改定できる取扱い)

- ① 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業させたことにより、急減月が生じた者。

- ② 当該急減月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、当該急減月に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上低下した者。
- ③ 特例措置による改定を行うことについて、本人が書面で同意している者

(2) 令和2年6月～令和3年5月までを急減月とした本特例措置による改定を既に受けた者についての特例

(以下の①から③のいずれかにも該当する被保険者について、届出により令和3年8月における報酬を基礎とした標準報酬月額を、定時決定に係る保険者算定による算定額とする取扱い)

- ① 令和2年6月～令和3年5月までを急減月とした本特例措置による改定を受けた者。(※既に休業が回復し、ただし書きの届出を行った者は除く)
- ② 令和3年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、通常の定時決定により決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い者。
- ③ 本特定措置による決定を行うことについて、本人が書面で同意している者。

2. 手続き等の方法

(1) 提出書類

- ① 上記1-(1)に該当する場合
 - ・被保険者報酬月額変更届(別紙1-1)
- ② 上記1-(2)に該当する場合
 - ・被保険者報酬月額変更届(別紙1-2)
- ③ 上記1-(1)(2)に共通
 - ・申立書(別紙2) ※同意書(参考様式別紙3)は事業所で保管

(2) 受付期間

令和3年9月1日から令和4年2月28日まで

(3) 留意点

- ① 上記1-(1)の特例について、複数回(月)行うことや届出後に急減月の選択を変更すること及び上記1-(2)とは併せて届出することはできません。
- ③ 本特例措置の届書及び申立内容を確認できる書類は、後日確認する場合がありますので、届出日から2年間保存をお願いします。

<お問合せ先>

サニーピア健康保険組合
業 務 課

TEL 078-321-1241